

第10回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第10回和光市農業委員会総会日程

平成27年4月27日（月曜日）午前9時30分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 10番 富澤貢一委員 2番 畑中昭二委員

日程第4 提出議案 議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

日程第5 協議事項 ①5月の農業委員会総会の日程について

②その他

日程第6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第7 閉 会 午前10時10分

出席委員（9名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	5番	山田春雄君
6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君		

欠席委員（2名）

4番	吉田武司君	11番	石田秀樹君
----	-------	-----	-------

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

ただいまから第10回和光市農業委員会総会を開催いたします。

本日、石田職務代理、吉田委員2名の欠席連絡が入っています。

それでは、議案に入る前に、さいたま中部農業共済組合から推薦されていた山田利久委員の任期満了に伴い、新たに加藤親次郎さんが選任されましたので、辞令交付式を行います。

○松本市長 選任書、加藤親次郎様、和光市農業委員会委員に選任します。任期は平成27年4月1日から平成29年7月19日までです。平成27年4月1日、和光市長、松本武洋。

○事務局長（深野） ありがとうございます。

それでは、松本市長から挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松本市長 皆様、おはようございます。

今回選任されました加藤委員におかれましては、地域のご要望を踏まえながらの農業委員会でのご活躍をご祈念申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

現在農業を取り巻く環境というのが大きく変わっています。また、農業委員会制度自体も今後さまざまな点で変化をしていくことが決まっております。地域においても、農業委員会そのものについて、色々とあり方についても議論があるように伺っております。ただ、当市におきましては、都市農業の推進、それを地域の農家の皆様に行っていただくために、今後も私の任期におきましては、農業委員会は存続しながら、その中でしっかりと皆様方の手で地域の農業について考え、そして、それを守っていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

ぜひとも地域の住民にも受け入れられ、そしてまた、共存していける、そんな都市農業の実現にこれからもご尽力賜りますことをお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（深野） ありがとうございます。

続きまして、加藤委員から挨拶をお願いいたします。

○加藤委員 おはようございます。今回、さいたま中部農業共済組合から選任されました加藤

親次郎です。農業委員会は2回目ということで今までも少し経験があるんですが、これから勉強しまして皆さんのお役に立つような委員になりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○事務局長（深野） ありがとうございます。

松本市長は、この後公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。市長ありがとうございました。

○松本市長 それでは、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

（市長退室）

○事務局長（深野） それでは、再開いたします。

ここから進行は会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○柴崎会長 改めまして、おはようございます。

平成27年度の第10回の農業委員会総会になります。今年度もよろしくお願ひいたします。

4月の人事異動がございまして、共済の推薦により加藤親次郎委員が山田委員に代わりまして、今回から出席となります。事務局長は深野局長に代わりまして。——川辺局長は政策課に異動になりました。また、部長も星野部長に代わりまして本間部長が市民環境部の部長ということで、4月からこちらを見ていただくということになりました。これからも、農業委員会といたしましても、農地、農業を守るという形で皆様のご協力をいただき、スムーズに議事を進めさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、第10回農業委員会総会を開催いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、10番、冨澤貢一委員、2番の畑中昭二委員にお願ひいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（高橋） まず、議案書を読み上げる前に、議案第1号と議案第2号につきましては、同一の転用目的に向けた関連した案件であるため、同時に議事を進行させていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでお願いします。

○事務局（高橋） ありがとうございます。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の農地法第4条許可申請承認と議案第2号の農地法第5条許可申請承認について、補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で農地以外のものに転用するための申請と、市街調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯についてご説明いたします。

今回の申請者は、AさんとBさんの2名となっております。現在、**番**については、Aさんの単独名義となっておりますが、**番**と**番**につきましては、AさんとBさんの共有名義となっております。

Bさんについては現在市外へ転居されており、Aさんも、飲食店を経営されているため、お二方とも農作業をすることが困難な状況です。そのような折に、運送業等を営む株式会社Cが新たに1トンバン貨物自動車23台を購入予定で、駐車場を探していることを知り、Bさんの持ち分をAさんに所有権移転し、Aさんの単独名義にした後、Aさんの自己資金で**番**と**番**を一体として駐車場を造成し、株式会社Cに一括貸しすることで賃貸借契約の合意に至り、貸駐車場を目的として転用の申請がなされました。

また、**番**につきましては、**番**、**番**の接道義務が生じた際、分筆をしたものの農地法の許可を得ずにそのままになってしまっていたため、このタイミングであわせて進入路を目的として転用の申請がなされました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

番と**番**については一体として駐車場を造成することは先に述べましたが、こちらは東側を開口部として、幅12.8メートルの出入り口を設けます。場内は15センチの厚さで碎石を敷き、転圧をします。出入り口については、20センチの厚さで碎石を敷いた上で5センチ

チの厚さでコンクリート舗装を行います。北側隣地境界には、入り口から6メートルの部分についてはブロック5段積みをし、それ以外の部分は鋼板土留を設置します。南側部分については既存ブロック土留を使用し、真中部分6メートルには新規ブロック3段積みを設置します。

なお、道路境界について道路安全課と協議済みであり、特段の措置は不要との回答を得ております。

また、**番**につきましては、進入路としての転用となりますが、特に工事等は行われません。

申請地の使用予定業者である株式会社Cは、一般区域貨物自動車運送事業等を主たる業務とし、本店所在地は東京都板橋区坂下三丁目**番**号に、本社営業所が和光市新倉七丁目**番**号にあります。現在、大手コンビニチェーンや郵便局からの運送の受託が増えており、新たに1トンバン貨物自動車を23台購入予定となっておりますが、現在、使用している駐車場が手狭となっている状況です。そのため、申請地を一括で借りて、新たに購入予定の1トンバン貨物自動車23台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず他法令との調整は必要ございません。

また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書、融資証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置により、予定台数の収容が可能であることから、妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、北側のみ隣接しておりますが、鋼板土留を設置予定であり、影響はない見通しです。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響はない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、北側隣地所有者のDさんより作物の耕作に悪影響を及ぼすおそれのある行為や造作の禁止を条件に同意を得ております。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第44条第2号「街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること」に該当し、転用可能な第3種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

参考人の方を呼んでおりますので、入っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請者、Aさん、Bさんの代理人といたしまして、司法書士法人EのFさんにお越しいただきました。

Fさん、本日はお越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、ご苦労さまです。

当委員会では、議案に上がりました転用案件につきまして、関係者の方に来ていただいて説明していただき、それから、委員からの質問にお答えいただく形になっております。ご協力をよろしくお願ひいたします。

発言は、指名してから発言するようにしてください。

それでは、まず、説明をお願ひいたします。

○参考人（F） まず、農地転用に至る経緯についてご説明させていただきます。

今回申請させていただいている土地でございますけれども、5条におきましては、譲渡人のB氏と譲受人であるA氏の共有となっておりますが、B氏は東京の武蔵村山市に転居しております。また、譲受人、A氏も自営業で、飲食店を経営しているため農地として利用することができませんので、そのまま空き地として放置しておいても除草等の管理面においても大変困難な状況になっております。また同時に、4条許可申請させていただいております**番**の土地にB氏の自宅がございましたが、転居したことで空き家となりまして、建物自体もう古くなっておりますので、現在、建物を取り壊し、更地になっております。このような状況でございますので、土地の有効利用を考える上で、近隣では土地の宅地化とか戸建住宅、集合住宅、あと会社等も増えた関係で、駐車場として利用できる土地が余りない状況になっております。そこで、**の**、**の**の2筆の土地を一括して駐車場として利用するのが一番ベストではないかと考えておりました。

そのような中で、当該土地の近くに物流センターとして利用している会社がございます、株式会社Cという会社から、車両置き場として一括して借り上げたいとの要請がございました。そこで、一枠ごとの個別貸しをするよりも賃貸管理などを考えますと、この土地は駐車場として、その会社に一括貸しするのが一番有効な利用方法ではないかと思ひ、申請するに至りました。

また、**の**の農地に関しましては、駐車場造成後に駐車場を管理する上で奥の土地である**番**、**番**に住んでおられる方の通行の妨げになりますので、住宅の進入路として申請するに至りました。

転用の概要について、工事内容についてご説明させていただきます。

番と**番**の土地に関しましては、一括して整地し、砕石、転圧して、また駐車場の入口は当該土地の東側に設けるようにしております。東側の公道に12.8メートルほど接道いたしまして、また、入口接道面から3メートルはアスファルト舗装して、砂利等の公道への流出を防ぐように計画しております。

車両を置く場所に関しましては、砕石舗装として、雨水等は自然浸透させるようにしております。

北側隣地の農地に関しまして、こちらの境界に関しましては、鋼板土留で土砂や雨水の侵入を防ぐようにして、南側の位置指定道路との境界には現在ブロックが設置されておりました、中ほど6メートルほどはちょっと申請前に進入口として使用しておりましたので、ブロックがない状況なので、新規にブロックを3段ほど積み上げて、道路との境界にします。また、西側隣地の境界は、既存のブロックがございますので、これを利用させていただきます。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの質問に移りたいと思います。

質問ある方、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 ありませんか。

1点だけお願いします。

駐車場出入口の南側私道との接道部分の隅切りのところはブロックは積まないんですか。

○参考人(F) どこですか。

○柴崎議長 私道との隅切りありますよね。そのところは、あえてはブロックは積まないですか。

○参考人(F) そうですね、はい。

○柴崎議長 そうですか。わかりました。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、委員の皆さんから質問ないようですので、本日はどうもありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、ご意見、質問等があったらお願いいたします。

畑中委員。

○畑中委員 この当地区なんですけれども、何年か後に小学校が建設予定になっておりますけれども、それに関して、この出入り、運送業者とか、通学時間帯とか、あと安全対策ですね、その点ではどのような予定があるのでしょうか。

○事務局（高橋） 代理人と事前にお話をした際に、小学校建設予定であるということも把握されていまして、その点につきましても十分注意しながら車の出入りを行っていきたいというようにお話を伺っております。

○柴崎議長 畑中委員。

○畑中委員 現状この地区、私も家、近所なんでわかるんですが、登校班とか、かなり児童生徒が多くて、朝、時間帯は限られていると思うんだけど、やはり子供の通学時間帯だと、かなり多い子供が集まって登校しています。また、帰りはもうばらばらで、今度新しい小学校が建設になりますとかなりの子供が多分この地区を地域を通学路として使うと思いますが、この地区は特別だと思いますので、安全対策に気をつけていただきたいなと思います。

○事務局（高橋） 今、畑中委員からいただいたご意見は、そのとおりだと思いますので、代理人にも工事業者にも、その旨、事情をお伝えした上で、これからご利用いただく業者にもきちんと説明させていただいて、子供たちの安全が確保されるように事務局から説明等はさせていただきますと思います。

○柴崎議長 よろしいですか。

○畑中委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方お願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移ってよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、移ります。

それでは、議案第1号 農地法第4条許可申請承認について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請承認について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) 続きまして、議案第3号の補足説明をいたします。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出する際の必要書類となります。

今回、農業委員会に申請された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地においてGさんをご存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものです。ここで言う主たる従事者とは、客観的に見て、当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできないものを言います。本案件では、亡くなられたGさんは85歳でしたが、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていたご長男のHさんからの申請となります。

Gさんをご高齢で入院されていたこともあり、平成25年、平成26年ともに年間農業従事日

数は0日でしたが、農協からの借り入れや確定申告の際には、Gさんのお名前が使われていたとの話を伺っており、資本その他の経営面における要素で協力されていた部分が大きかったと考えられます。

主たる従事者につきましては、平成15年4月16日の名古屋高裁の判決で、「現実に労働力の提供という要素だけに限定すべきではなく、資本その他の経営面における要素をも総合考慮した上で判断すべき」とされています。

農地の現在の状況につきましては、田中明委員にご同行いただいて確認してまいりました。

以上を踏まえての申請となります。

土地の管理状況は、今、写真をお回しいたします。

Gさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

補足説明は以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地調査を行いました田中委員に調査の結果をご報告いただきたいと思います。

○田中委員 先日事務局と現地を見てまいりました。健全な農地として運用されており、何ら問題ないと思います。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真が回り終わりましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①5月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に入りたいと思います。

①5月の農業委員会総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（青木） 協議事項①5月の農業委員会総会の日程ですが、事務局案としまして、26日火曜日、27日水曜日、28日木曜日の、いずれも午後2時からご提示させていただきたいと思います。場所は第2委員会室でございます。ご協議をよろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 26日、27日、28日の午後ですが、いかがですか。

○田中委員 28日がいいです。

○柴崎議長 田中委員から28日という意見がございましたが、よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、5月28日の午後2時ということで次回お願いいたします。

②その他

○柴崎議長 次、その他、事務局よりお願いします。

○事務局（青木） その他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告。

①会長専決、お願いします。

○事務局（青木） 諸報告①会長専決です。今月の会長専決は3条の届出が2件、4条の届出が2件、5条の届出が9件、農地埋立届出が2件となっております。

ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認いただきたく存じます。

以上です。

（写真回覧）

○柴崎議長 写真が回り終わりましたが、ご質問、ご意見あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでは、会長専決は以上といたします。

②その他

○柴崎議長 続きまして、その他、事務局から何かあったらお願いします。

○事務局（青木） 諸報告その他ございません。

以上です。

○柴崎議長 それでは、委員の皆さんから何かございましたら。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○柴崎議長 それでは、これで閉めたいと思います。

本日は慎重審議ありがとうございました。

新年度第1回目ということでしたが、今年度もよろしくお願いします。

それでは、第10回農業委員会総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前10時10分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年7月15日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 畑中 昭二

署名委員 富澤 貢一